

重点検討課題

・横断的な制度整備等

1 市場化テストの推進

「市場化テスト法（仮称）」の早期策定

「市場化テスト（官民競争入札）」の平成18年度からの本格的導入に向け、制度の整備を図る。

このため、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）を踏まえ、「市場化テスト法案（仮称）」を平成17年度中に策定し、国会に提出する。

「市場化テスト法（仮称）」は、民間提案等を勘案した官業を対象に、一定の手続に則って、官民が対等に競争入札を行うことを法的に担保するものとする。

このため、

規制の改革や競争条件の均一化措置等を含め、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（閣議決定）における「市場化テスト」に関するガイドライン」に規定されている、一連のプロセスを内閣主導で実現する法制度とすることが必要。

また、官業の徹底した情報開示とすべての実施プロセスの監視等を行う、民間人を中心とした「第三者機関」を設置することが必要。

また、

地方自治体における市場化テストの導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等を行うとともに、導入に関する基本指針を策定する。

独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、市場化テストの導入を積極的に進める。

モデル事業の早期実施・早期評価

モデル事業の実施につき適切に監視・評価を行うとともに、その経験を「市場化テスト法（仮称）」も含めた制度の整備に反映させる。

2 官業の民間開放の推進

官業の民間開放の更なる推進

【問題意識】

国が直接実施している事務事業及び独立行政法人、法令等による指定等を受けて実質的に行政事務を代行している法人(行政代行法人)等が行う官業について、当該事務事業の必要性や、国の事務事業を当該法人で行わせる必要性等について検証し、「民間でできるものは官は行わない」という原則を基本に、民営化や民間委託等の民間開放を推進する。

【検討の方向性・具体的施策】

平成16年度に引き続き、所管省庁、当該法人からのヒアリングを実施するなど、官業の民間開放(民営化、民間への包括的業務委託等)について検討を進める。

平成17年度においては、市場化テストWGとも連携し、当面、給付・徴収、施設管理、検査・検定、研修等に係わる事務事業を中心に検討を進め、あじさい要望等において提案のあった事務事業等については、さらに追加的な検討を進める。

また、対象法人の類型としては、国が直接行う事務事業の他、独立行政法人の実施する研修・講習、施設運営に関する業務や平成17年度中に見直しを行うこととされている行政代行法人等の業務に焦点を当てて検討を進める。

3 規制の見直し基準の策定等

通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制や制定後一定の期間が経過した規制について、具体的な事例に当たり、その効力や見直し時期についての検証を行うとともに、一般的な効力・見直しの基準を策定する。

また、規制影響分析（R I A）の試行的な実施の状況を注視しつつ、総務省と連携しその推進を図る。

規制の見直し基準の策定

【問題意識】

通知・通達等法令以外の規定は、通達、行政指導等、様々な形式で定められるものであり、これらは一般的には対外的な効力を有さないものと理解されているが、関係者にとって当該通知・通達等が規制と認識されている。また、制定後一定の期間が経過した規制は、その意義や必要性が低下したにもかかわらず見直しが行われないような場合には、多くの問題・弊害を引き起こすのではないかと考えられる。

【検討の方向性・具体的施策】

通知・通達等の意義・目的・効果に着目して類型化し、当会議及び前身の総合規制改革会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項（集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。）から具体的事例を抽出して検討し、類型それぞれについて見直し基準を策定する。制定後一定の期間が経過した規制の見直し基準についても引き続き検討する。

規制影響分析（R I A）の推進

【問題意識】

規制影響分析（R I A）については、昨年10月以降各府省において試行的に実施されているところである。また、総務省においては、政策評価の観点からその評価手法の開発に努めているところである。

【検討の方向性・具体的施策】

各府省の規制影響分析（R I A）の実施状況についてフォローアップするとともに、総務省の評価手法の開発の推進状況についてヒアリングを行うなど、「政策評価法」の枠組みの下での規制の事前評価の位置付けに向けた必要な取組を進める。

・「横断的重点検討分野」の改革

1 少子化

少子化の基本的な要因と考えられる女性の就業継続と育児との両立が困難な状況を改善し、男女にかかわらず、仕事と家庭のバランスがとれる多様な働き方を実現するとともに、利用者に対する直接補助方式の導入等により多様な保育サービスを選択できる環境を整備する。

育児と両立可能な多様な働き方を推進する労働環境の整備

【問題意識】

男女にかかわらず、働き方の多様化へのニーズが高まっているにもかかわらず、様々な労働市場規制が育児と就業継続の両立を困難にし、結果的に子供数の減少をもたらす要因となっている。

また、女性の育児休業取得率は、育児が必要な就労女性全体では70%を超えているものの、第1子出産を機に約70%が離職しており、男性の育児休業取得率は1%にも達していないのが現状である。

そこで、企業の実情を踏まえつつ、男女を問わず、育児と就業継続が両立可能な多様な働き方を推進するための方策について検討する必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・労働時間規制の適用除外制度の拡充
- ・紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁
- ・派遣労働者に対する雇用契約申込義務の見直し
- ・雇用機会均等法の妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止規定の見直しの検討（現在は解雇に際してのみ）
- ・配置転換に関する事業主の配慮義務の労働契約法制化
- ・育児休業取得の柔軟化等

利用者に対する直接補助方式の導入等による多様な保育サービスの選択支援

【問題意識】

改正児童福祉法（平成 10 年 4 月）の施行によって、保育は形式的には「措置制度」ではなくなったものの、保育所に対する「委託費方式」となっており、保護者の自由な選択に基づく「契約」とは程遠い現状にある。また、認可保育所と認可外保育所との間では著しい利用者負担格差が生じている。

このような中、保育所の定員数をはるかに上回る 24,000 人もの「待機児童」が存在しており、特に都市部においては保育所の選択余地は小さい。潜在的な保育ニーズはさらに大きく、子育て期（25～44 歳）の女性で「就業を希望しているが、子育ての制約のために働けない」とする者は平成 14 年で 122 万人に達している。

さらに、保育所には、預かり保育のみならず、地域の子育て支援の拠点として、利用者の多様なニーズに対応する機能も求められている。

以上のような現状を踏まえ、利用者がニーズに応じて保育サービスを自由に選択できるようにするためには、保育サービスの提供体制について抜本的な見直しが必要である。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・利用者と保育サービス提供事業者との直接契約方式への移行
- ・利用者に対する育児保険（仮称）も含めた直接補助方式の導入
公費負担分は財政中立を前提（既存の育児支援措置を統合）。
公費負担分以外は給付と負担の関係を明確化。
通所保育のみならず、在宅保育も支援。
- ・保育サービスに関する情報公開の在り方の検討
- ・幼保一元化「総合施設」のフォロー 等

2 生活・ビジネスインフラの競争促進

IT、エネルギー・運輸、金融等、国民生活やビジネスのインフラを中心に、縦割・重複的な規制の見直し、市場の競争ルールの整備等の課題について横断的な視点から取り組む。

金融サービス（投資）法制の横断化

【問題意識】

資本市場を通じた金融商品・サービスが多様化する中、資本市場全般を統一かつ整合的にカバーする投資法制度が現存しない。このため、新たな金融商品・サービスに対応した「適切な投資家保護法制」および「公正で透明な市場ルール」の策定が求められている。

【検討の方向性・具体的施策】

資本市場分野の全体を横断的にカバーできる投資者保護法制・市場ルールを構築する。あわせて、金融商品の販売・勧誘については、中長期的な視点から横断的・包括的な法制を展望する。

独占禁止法違反行為への厳正、迅速な対応

【問題意識】

公正取引委員会は、一年度に30件前後の法的措置（勧告等）を採っているが、その大半が入札談合事件であり、他の種類の独占禁止法違反行為への対応が必要（平成13年度は法的措置38件のうち30件、14年度は法的措置37件のうち30件、15年度は法的措置25件のうち14件が入札談合事件）。また、事業者のどのような行為が独占禁止法に違反するのか判断基準の明確化を図ることが必要。

【検討の方向性・具体的施策】

課徴金制度の見直し等を主な内容とする改正独占禁止法の成立により独占禁止法のエンフォースメントが強化されることになるが、「重点検討事項」に掲げた点は改正法の施行を待つまでもなく対応が求められるものであり、公正取引委員会におけるさらなる取組を促していく。また、判断基準の明確化は、ルールの予見可能性を高めるために引き続き取り組むべき課題であり、事業者の事業活動を過度に萎縮させることにしないためにも必要なことである。

通信と放送の融合に対応した競争環境等の整備

【問題意識】

通信衛星(CS)を利用した放送や有線テレビジョン放送施設を利用した通信等に見られるとおり、インフラ面においては「通信と放送の融合」が既に現実のものとなっている。これらに加え、近年は、インターネットが急速に発展するとともに、ブロードバンド化(ADSL、光ファイバ)が進み、通信インフラを通じて大容量のコンテンツが流通するようになってきている。このような中、利用者にとっては当該コンテンツが通信であるのか、放送であるのかといった区分は意味をなさなくなっている。

【検討の方向性・具体的施策】

地上放送のデジタル化の動向を踏まえつつ、国民が魅力あるコンテンツをいつでも、どこでも自ら望む手段で享受することができるよう、既存の業態や制度等にとらわれることなく、規制の見直し等を行う。

危険物保安関連規制の見直し

【問題意識】

石油コンビナートに係る保安四法について、例えば、コンビナート機器・設備の新設・改造に係る高圧ガス保安法(経済産業省)、労働安全衛生法(厚生労働省)、消防法・コンビナート等災害防止法(総務省)に基づく検査の実施中は、機器・設備の稼働を停止しなくてはならず、機会費用が大きい、圧力容器の検査においては、高圧ガス保安法(経済産業省)では自主検査が認められているものの、労働安全衛生法(厚生労働省)においては自主検査が認められていない、消防法(総務省)と高圧ガス保安法及び労働安全衛生法との申請書類が重複している、等の問題が指摘されている。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・検査の合理化(検査日・検査期間の統一、自主検査の推進等)を進めるとともに、民間検査機関の活用を図る。
- ・コンビナート機器・設備の新設・改造に関する申請書類の簡素化を図る。

環境関連規制の見直し

【問題意識】

- ・循環型社会の形成に当たり、資源循環の促進が不可欠であるが、現行の廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、特に不法投棄の未然防止を重視するあまり、「廃棄物」を杓子定規に捉えた上で、廃棄物の収集又は運搬、処分に対して厳しい規制を課すとともに、煩雑な手続を規定しているため、再資源化を妨げている。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・循環型社会の形成に向け、無価物あるいは逆有償であっても、再資源化可能なものについては、それを更に促進するよう、廃棄物処理法上の規制及び運用を見直す。

3 外国人労働（移入・在留）

高度人材の積極的な移入・在留促進と、不法就労等への対応強化を両輪として、外国人に関する権利と義務を定める法令の整備を含めた省庁横断的な制度・体制の検討を行う。

在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化

【問題意識】

現在の入国管理制度は、入国事前審査、入国審査、在留審査等に分けられるが、外国人を適正に管理していくためには、入国事前審査、入国審査のみならず、在留中の実態を的確に把握していく必要があり、入国後の管理体制を強化していくことが重要となる。

現行制度の下では、在留資格の変更・在留期間の更新、外国人登録制度、外国人雇用状況報告などがある。しかしながら、外国人の就労等の実態を把握し、国や地方公共団体及び企業等が一体となった整合性のある施策とはなっていない。

外国人労働者の権利を確保し、不法就労・不法在留を防止し、国内労働市場を保護するためには、入国事前審査と入国審査のみならず、入国後在留期間中の実態を的確に把握していく制度を抜本的に見直す必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

居住状態、就労状態、社会保険の加入状況、子女の就学状況等を的確に把握するなど、入国後に、国、地方公共団体及び企業等が一体となってチェックする仕組みを構築する方向で検討する。

専門的・技術的分野の外国人の移入・在留の促進

【問題意識】

専門的・技術的分野の外国人労働者については、我が国経済社会の活性化に資するとの点に鑑み、以下のような事例も含め、現行の在留資格や上陸許可基準に該当しなくとも、専門的・技術的分野と評価できるものがあれば、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを図るべきである。

- ・現在の在留資格のうち、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労資格においては、入国する外国人と我が国企業との関係に着目し、「入国する外国人と本邦の公私の機関との契約」が必要となっている。
- ・外国人が我が国介護福祉士の国家資格を取得しても、該当する在留資格が存在しないため原則として就労することができない。

- ・現行の在留資格「技能」については、業種が限定的であり、10年以上の実務経験が必要であるなど、経済社会の変化に対応した受け入れが行われていないといった指摘がなされている。

【検討の方向性・具体的施策】

経済が加速度的に進化する中、真に必要とされる高度な人材の確保が可能となるよう、社会の実態等を踏まえ、以下の分野を始めとして在留資格・上陸許可基準の見直し等について検討を進める。

- ・我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、我が国企業と海外の企業双方に過度な負担を課すことのないよう留意しつつ、必要な在留資格を整備する。
- ・我が国の介護福祉士資格を取得した外国人介護福祉士について、各国・地域との経済連携協定に係る交渉推移等を見据えながら、当該分野に係る新たな在留資格を設ける。
- ・高い付加価値を生み出す外国人技能者の受け入れの拡大を図るため、「技能」に関する在留資格要件を緩和する。

査証審査に係る原則的発給基準の公表

【問題意識】

実際の審査においては各在外公館の担当者の裁量に委ねられ、恣意的に行われているのではないかといった指摘もあり、また、その対応に不満を持つ者も少なくない。

【検討の方向性・具体的施策】

申請者の予見可能性を高め、客観性を担保するため、査証審査に係る原則的発給基準を公表することについて結論を得るとともに、不備や疑義等がない場合の標準処理期間を設定して、良好な治安の維持等に配慮しつつ、同基準により適切な審査を行うなどにより、運用の改善、透明性の向上を実現させる。

永住許可要件のガイドライン化

【問題意識】

規制改革・民間開放推進会議の3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）を受け、平成17年3月31日に法務省入国管理局より「『我が国への貢献』に関するガイドライン」として公表された内容は、同ガイドラインの冒頭にも記載されている通り、現時点において可能な範囲で示されたに過ぎない。

【検討の方向性・具体的施策】

既に公表されたガイドラインの更なる要件緩和と明確化・透明化を図る。

．個別重点検討分野における改革

1 医療分野

保険者機能の充実・強化

【問題意識】

医療サービスの質の向上や医療保険制度の運営の効率化等を図るため、審査支払等における保険者の本来機能の一層の発揮や、患者に代わるエージェントとしての機能等を十分発揮できるよう、規制を緩和する必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

医療機関（薬局）と保険者の直接契約における契約条件の緩和、調剤レセプトの直接審査における医療機関の同意要件の見直し、調剤レセプトの審査・支払に係る紛争処理ルールの整備、患者への情報提供等のエージェント機能の充実、保健事業やディジーズマネジメントなど中長期的視点での保険財政の適正化取組の促進等、保険者機能の発揮に資する規制の緩和を検討する。

患者の選択を尊重した医療機関・診療情報の開示促進

【問題意識】

医療機関等の開示情報は、患者自身が医療機関や診療方法を選定するに当たり必要不可欠な情報であり、医療機関の任意による「広告」に止まらず、適切なルールを定め、「義務」として開示させる必要がある。

医療機関・診療情報の開示は、患者にとって医療機関や治療方法など自らの選択等を支援するものであり、一方、医療機関にとっても、他の医療機関との比較や患者による評価を通じ、より質の高い医療を提供する契機となるものである。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・ 社会保障審議会等における医療機関情報の公開に関する議論の推移を注視しつつ、規制改革・民間開放推進3か年計画に盛り込まれた医療機関に関する情報公開と患者に対する情報開示の促進を患者の視点からフォローする。
- ・ 患者団体、医療機関からヒアリングを行う等により、個人情報などプライバシー保護に配慮しつつ、医療機関や診療に関する公開・開示情報の充実方策について、義務、任意を選別の上、具体的検討を行う。
- ・ 医療機関の「広告」については、ネガティブリスト化し、一定のルールの下に、提供される内容、範囲を拡充する。

医療のIT化の加速化

【問題意識】

医療のIT化は、診療情報の共有による医療機関間の連携、安全性の向上、事務の効率化・迅速化、患者への情報提供の充実を推進に資するとともに、医療情報の整理・蓄積が容易になることにより、医療情報のデータベース構築とその分析による医療技術や質の向上等につながる等、今後の医療において起点となる重要な課題である。

諸外国においては、米国のEHR（Electronic Health Record）構想を始め、医療のIT化が積極的に推進されている一方、我が国では、例えば、電子レセプトシステムの導入実績が全病院の17.5%に止まるなど大幅に遅れている。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・ 規制改革・民間開放推進3か年計画のフォローアップの一環として、IT化を強力に推進する意思を国として明確にし、医療分野におけるIT化を加速化する具体的施策について検討する。
- ・ 電子レセプトシステム等については、IT化・オンライン化を原則とする方針を明示し、最終達成時期や達成のための具体的な実効策の提示を求めて行く。

医療材料等の内外価格差の是正

【問題意識】

カテーテル等の医療材料について、我が国では米国の実勢価格の数倍で取引されているなど大幅な内外価格差があると指摘されてきた。これまでも3か年計画に基づき是正措置が執られてきたが、未だ医療機関等からは内外価格差是正の要望がある。薬事承認手続き、流通構造等を含め内外価格差の現状の把握、問題の所在の明確化を行い、速やかに是正のために必要な措置を講ずる必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

関係団体等からのヒアリングや関係各省との協議を通じて、以下の諸点が内外価格差の原因となっていないかどうか検証するとともに、内外価格差是正のための具体的な方策を検討する。

- ・ 薬事法等の関係諸法令
- ・ 我が国の流通構造
- ・ 我が国の承認・審査体制
- ・ 価格算定ルール 等

中央社会保険医療協議会の在り方の見直し

【問題意識】

年間 30 兆円超にも及ぶ国民医療費の配分を事実上左右することになる診療報酬点数等の決定は、それに相応しい公正・中立・透明な組織で決定される必要がある。昨年末の「中医協の在り方に関する基本的合意」により中医協改革の方向性は示されたところであるが、あくまで検討の場とその項目について合意したにとどまっている。今後、中医協が真に国民から信頼される組織に生まれ変わることができるかどうかは、これからの取組にかかっている。

診療報酬の決定は、長期的な国の医療の在り方を視野に入れ、政府等の定めた改定率や政策方針の下で、一定のルールに基づき技術的に決められるべきであり、中医協の在り方の検討に当たっては、機能、組織の両面から抜本の見直しを行うべきである。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・ 基本的合意に示された中医協の権能・役割の明確化・限定や委員構成等の見直し等が適切かつ確実に実施されているか「中医協の在り方に関する有識者会議」の審議等を注視する。
- ・ 中医協外で審議・決定された基本的な医療政策や診療報酬改定率に沿って診療報酬点数の改定案を審議し答申することに限定するなど、権能・役割を抜本的に見直す。
- ・ 中立性を高めるとともに、病院等多様な医療関係者の意見を審議に反映するため、公益委員の過半数化、団体推薦制の廃止など委員構成や任命方法を抜本的に見直す。
- ・ 診療報酬改定結果の事後評価の検証を担保する。

2 教育分野

経済社会の変化が激しい時代にあって、国の成長・発展の基盤を強化するためには、多様な価値観、技術力、思考力を有する人材を育成していくことが重要である。一方、個人においては、将来における希望の実現に向けて努力し、自らの能力、適性に応じて多様な選択肢の中から合理的な進路を決定していく過程で学校教育は重要な役割を担う。この点、教育の原点・基礎としての義務教育段階において多様で質の高い教育を実現することが不可欠である。

折りしも、義務教育については、中央教育審議会において改革議論が本格化している。また、教育の基本的な理念を定めた教育基本法の改正論議も具体化しつつある。上のとおり、義務教育の在り方は、あらゆる国民に影響を及ぼすものであり、国の将来を左右する問題であることから、国民・消費者本位の経済社会システムの構築を目的とする規制改革・民間開放の視点からも適時に適切な具体的施策を提示する必要がある。そこで、本年度は義務教育を中心とした改革に焦点を絞り検討を進める。

教員の多様化・質の向上

【問題意識】

教員としての適格性は、養成過程ではなく、実践を通じて確認され、培われるものと考えられることから、社会での豊富な経験をもつ者や特定分野に秀でた能力を有する者を含め多様な人材を確保・活用できるようにするとともに、教育現場での勤務実績等を勘案した免許・採用制度とすることなどを通じて教員の質の向上を図る必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・教員の適格性を勤務実績等により判断する仕組みの改善など、免許・採用制度の見直し
- ・免許を有しない有為な人材の採用の容易化
- ・教員養成専門職大学院出身者の免許・採用における優遇の排除
- ・教員研修の民間企業・団体等との連携・委託 等

生徒・保護者による学校選択の自由の徹底

【問題意識】

生徒・保護者が多様な選択肢の中から質の高い教育を自由に選ぶことができる機会を拡大することを通じて、学校の質の向上を促す必要がある。その一環として、公私等経営形態の異なる学校間で大きな格差のある現行の機関補助を抜本的に見直し、質の高い教育を受ける機会の均等を実現する必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・生徒数に応じた教育予算配分の実現（バウチャー構想の実現） 等

多様な教育主体の参入促進

【問題意識】

生徒・保護者の多様な選択肢を確保し、学校間の競争を促進するために、参入主体に関する制限を撤廃するとともに、学校の設立要件の緩和など、その他の参入障壁の緩和・撤廃を行う必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・参入主体制限の撤廃（NPO、株式会社、公設民営等）
- ・その他の参入障壁の緩和・撤廃（校地・校舎の自己所有要件、小・中学校設置基準の改革等） 等

地方自治体・教育委員会・学校間の権限及び責任の在り方に関する検討

【問題意識】

地域の実情や児童・保護者の要望・ニーズに学校が即応できる体制とするため、教育現場に大幅な権限と責任を付与するとともに、学校のマネジメント力を強化する必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・校長への権限と責任の付与
- ・民間人の教頭（副校長）への登用 等

学校に関する情報開示、評価の徹底

【問題意識】

生徒・保護者が多様な選択肢の中から、責任をもって学校を選ぶことができるようにするためには、学校の情報開示と客観的な評価の仕組みの確立が不可欠である。現在、自己評価及びその結果の公表については、各学校の努力義務に止まっており、また外部評価については完全に学校の判断に委ねられている。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・学校の情報開示の徹底
- ・客観的な評価基準・評価項目の設定
- ・外部評価結果の公表 等

3 農業・土地住宅分野

【農業分野】

実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進

【問題意識】

農地の転用や耕作放棄地の増加が懸念される中で、意欲と能力のある者の農業への新規参入等を促進し、新たな担い手の育成・確保に資するため、農地の効率的利用を促進する適切な仕組みが必要である。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・ 農地を確保し、その利用や集約化を促していくためには、実効性ある農地転用規制を実現することが不可欠であり、農業委員会等の在り方を含め、そのための方策を検討する。あわせて、しっかりとした転用規制の下で、意欲と能力のある担い手が、その主体の類型にかかわらず、自由な経営判断に基づき農地を利用できるような制度や仕組みについて検討する。

農協の在り方を含めた農業関連流通等の改革

【問題意識】

農業の活性化、競争力強化のため、農協を含めた多様なサービス提供主体間での競争の促進、農業関連流通の合理化・効率化を実現することが必要である。

【検討の方向性・具体的施策】

- ・ 農協の経済事業（生産資機材の購入、農産物の販売等）が農業経営のコスト低減やマーケットニーズに合った付加価値の高い農産物販売につながっていないこと、経済事業自体が赤字を計上し、他の事業からの利益補填に依存し続けていること等を踏まえ、農家の競争力を向上させる観点から、農協を含めた多様なサービス提供主体間での競争の促進や農業関連流通の合理化・効率化等を推進するための方策について検討する。

【土地住宅分野】

用途地域内の建築物の用途制限の見直し

【問題意識】

建築基準法第48条別表第2により12の各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められているが、これらによる規制は、業態や外形基準により、一律に規制されている。社会・経済情勢の変化等へ弾力的かつ機動的に対応するためには、求められる性能に基づく合理的な用途規制方策の在り方について検討する必要がある。

【検討の方向性・具体的施策】

本件については、本年3月の追加答申を踏まえて、国土交通省において平成17年度より検討が開始されるものであるが、各用途地域で守られるべき環境基準を明確にするなど、求められる性能（周辺環境への影響度合い等）に基づく合理的な用途規制方策の在り方について、具体的に検討を行う。